

特別警報について

① 特別警報とは

これまで、大雨、地震、津波、高潮などにより重大な災害の起こるおそれがある時に、警報が発表されていますが、これに加え、この警報の発表基準をはるかに超える豪雨や大津波等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合に発表されるもので、平成25年8月30日から運用が開始されました。

② 特別警報の目的

警報の発表基準をはるかに超える現象に対して発表され、重大な災害が起こる可能性が著しく大きい旨を伝え、関係市町村長による適時的確な避難勧告・指示の発令や、住民自らの迅速に避難してもらう事を目的としています。

③ 特別警報の発表基準

現象の種類	基 準	
大 雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降水量が予測され、若しくは数十年に一度の強度の台風や同程度温帯低気圧により大雨になると予想される場合	
暴 風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高 潮		高潮になると予想される場合
波 浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大 雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	
津 浪	高いところで3mを超える津浪が予想される場合	
火山噴火	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合	
地 震	震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合	

④ 気象情報等発令時の市町村の対応

	気象情報等の種類							市町村の対応
	大 雨		暴風	高潮	波浪	暴風雪	大雪	
	土砂災害	浸水害						
特別 警報	大雨 特別警報 (土砂災害)	大雨 特別警報 (浸水害)	暴風 特別 警報	高潮 特別 警報	波浪 特別 警報	暴風雪 特別 警報	大雪 特別 警報	・ただちに最善を尽くして身を守るよう住民に呼びかけ ・特別警報が発表されたことを周知(義務)
警 報	大雨警報 (土砂災害)	大雨警報 (浸水害)	暴風 警報	高潮 警報	波浪 警報	暴風雪 警報	大雪 警報	・必要地域に避難勧告、指示 ・応急対応体制確立 ・警報の住民への周知
注 意 報	大雨注意報		強風 注意報	高潮 注意報	波浪 注意報	風雪 注意報	大雪 注意報	・注意呼びかけ ・情報収集、巡回等 ・連絡体制の確立

⑤ 留意事項

- ・地域ごとに50年に一度の基準を超える場合に発表されることとなり、全国的には年に1、2回あるかもしくは無いかの頻度になる。
- ・指定河川洪水予測があるので洪水に関する特別警報は無い。
- ・市町村単位で発表されるが、県下で特別警報発表時は県内市町の警報はすべて特別警報になる。
- ・地震動の周知義務は市町には無い。

⑥ 防災みえのメールサービスについて

従来の注意報、警報と同じように配信されるまでしばらく時間を要する。（現在、県で整備中）

⑦ 市への伝達について

- ・津地方気象台から直接市の代表へメールが入る。[防災・危機管理課(課長、係長)、土木課(課長)]
- ・三重県気象情報配信システム（防災・危機管理課、各総合支所地域振興課）

⑧ 配備態勢

第2次配備第1段階で招集し、その後、状況を見て配備体制を検討・判断する。